長崎市の子育て応援情報サイト「イーカオ」

e-Kao

育児情報テレフォンサービス（☎824-4282）
10月のテーマ：遊びを豊かに

子育て広場 “スマイル”

母子健康手帳の休日窓口

こども健康課☎829・1255

日 10月22日(土)午前9時～正午
所 こども健康課

あつまれ♪ はじめてママ

子育て支援課☎829・1270

母親同士おしゃべりしながら、育児の知識や親の役割などを学ぶ交流・意見交換会です。赤ちゃんと一緒にご参加ください。対 第1子（生後2～5カ月のお子さん）と母親、全4回参加できるかた 定 各14組 費 777円 申 はがきに、住所・保護者氏名・子どもの名前（ふりがな）・生年月日・電話番号、場所を書いて、長崎市子育て支援課（〒850-8685 桜町2-22）へ。電話かFAX（829・1275）でも可。

期日	時間	場所	期限
11/1～22の火曜日	13：00～15：00	滑石公民館	10/25(火)
11/10～12/1の木曜日		江平地区ふれあいセンター	11/4(金)

乳幼児インフルエンザ予防接種費用の助成

こども健康課☎829・1255

10月1日から、1回につき1750円の自己負担で予防接種が受けられます（一人2回接種）。対 市内に住民票がある生後6カ月～小学校就学前のお子さん 期（期限）平成29年2月28日(火) 所 市内の医療機関（諫早市、西海市、長与町、時津町の一部の医療機関でも接種可） 申 直接医療機関にお申し込みを。他 次のいずれかの証明書を持参のかたは接種無料。生活保護受給証、世帯主の市・県民税非課税証明書の写し

むし歯予防教室

口腔（こうくう）保健支援センター☎829・1436

対 生後7カ月～1歳4カ月未満のお子さんと保護者 日 10月27日(木)午前10時～11時30分 所 市役所別館地下1階機能回復訓練室 内 むし歯予防のお話とお口のお手入れの仕方（実習） 定 20組（抽選） 費 無料 持 母子健康手帳 申 10月24日(月)までに電話で。

子育てをサポートしませんか

子育て支援課☎829・1270

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、子どもの預かりなど一時的な子育ての助け合いを行う「ファミリー・サポート・センターながさき」。自宅で子どもを預かることができる「まかせて会員」の養成研修を実施します。受講無料。対 4日間参加できるかた 日 10月25日(火)午前9時35分～午後3時50分／26日(水)午前9時45分～午後3時40分／27日(木)午前9時30分～11時30分／28日(金)午前9時45分～午後0時30分 所 市社会福祉会館（上町） 申・問 10月18日(火)までに、市社会福祉協議会（☎829・6244）か市保育会（☎829・7714）へ電話で。

親子の心の相談

子育て支援課☎829・1270

お子さんへのかかわり方で悩んでいる保護者の相談に、専門の医師が応じます。相談無料。日 小児科…10月19日(水)午後2時～5時／精神科…11月9日(水)午後2時～4時 所 子育て支援課 申 事前に電話で。

親子力アップ講座 ～効果的なほめ方 他～

子育て支援課☎829・1270

子どものしつけについて悩んでいるかた向けの講座。受講無料。対 3～16歳のお子さんを持つ市民 日 10月31日(月)、11月14日(月)・28日(月)、12月12日(月)・26日(月)、1月10日(火)・23日(月)の午前10時～正午 所 中央公民館 定 6人（抽選） 申 はがきに、住所・保護者氏名・電話番号・しつけで困っていることを書いて、長崎市子育て支援課（〒850-8685 桜町2-22）へ。電話かFAX（829・1275）でも可。※託児希望のかたは、申込時に申し出を。申（期限）10月20日(木)～正午 所 長崎シビックホール（常盤町） 定 30人 申 子育て支援課、行政センター、支所にある参加申込書に記入し、FAX（829・1275）で。電話でも可。申（期間）10月24日(月)～11月11日(金)

子育てパパ講座

子育て支援課☎829・1270

子どもとの関わりや父親の役割などを学びます。参加無料。対 小学生以下のお子さんを持つ父親、またはその予定のあるかた 日 11月26日(土)午前10時

今月の講座・教室

・申し込みは期限までに電話で。
・申し込み多数の場合は抽選。
・当日は母子健康手帳を持参。

こども健康課
☎829-1255

講座名	対象	期日	時間	場所	申込期限	その他
両親学級	妊娠8カ月（32週）までの第1子を持つ夫婦25組	10/22(土)	9:30～11:30	こども健康課	10/14(金)	栄養指導、妊婦体験、赤ちゃんの育て方
離乳食教室	生後4～9カ月未満のお子さんを持つ保護者15人	10/27(木)	13:00～15:00	江平地区ふれあいセンター	10/20(木)	参加費400円。エプロン、三角巾持参
離乳食&幼児食教室	生後9カ月～2歳未満のお子さんを持つ保護者15人	11/10(木)	13:00～15:00	上長崎地区ふれあいセンター	11/4(金)	参加費400円。エプロン、三角巾持参

平成29年度
認定こども園・保育所などの利用手続き

幼児課(☎829-1142)

☆認定こども園や保育所などを利用するには？☆

お子さんの年齢や保育の必要性に応じ、市から「認定」を受けることが必要です。
認定には区分（1号・2号・3号）があり利用できる施設も異なります。詳しくはお尋ねください。

保育の必要な事由（2号・3号認定を受けて利用する場合）
①就労　②妊娠・出産　③保護者の疾病・負傷・障害　④親族の介護・看護
⑤虐待、DV　⑥災害復旧　⑦求職活動　⑧就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
⑨育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもを引き続き保育することが必要であると認められること

☆利用手続きの流れ☆

平成29年4月から幼稚園・保育所・認定こども園の利用を希望するかたは、次の手続きが必要です。

1号認定（満3歳以上）
幼稚園・認定こども園を希望の場合

①希望する園に利用希望の申し込みをします。（11月～）

②園から入園の内定が通知されます。
※定員超過の場合は選考

③園に認定申請書を提出します。

④市から園を通じ認定証が交付されます。（1月ごろ～）

⑤園で入園手続きを行ってください。（1～3月）

※新制度へ移行しない幼稚園は、③④は不要

2号・3号認定
保育所・認定こども園を希望の場合

①市（幼児課、行政センター、支所）に「保育の必要性」の認定申請と保育施設の利用希望の申し込みをします。（12月1日～28日）

②利用者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度をふまえて、市が利用調整します。（2月ごろ）

③市から認定証が交付され、利用施設が決まります。（2月ごろ）

④施設で入園手続きを行ってください。（2～3月ごろ）

※平成29年1月までに保育の利用を希望するかたは利用希望月の前月15日までに、平成29年2月、3月に保育の利用を希望するかたは12月28日（水）までに、利用希望の申込書などを市に提出してください。

☆市立長崎幼稚園は、認定こども園になります☆

市中心部の保育ニーズに対応し、早期に待機児童を解消するため、平成29年4月1日に認定こども園へ移行します。これにより、新たに2号・3号認定の受け入れを始めます。

定員枠	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	15人	15人	15人(30人※)	120人
2号認定	—	—	—	15人	15人	15人(　—　※)	
3号認定	6人	9人	15人	—	—	—	

※平成29年度のみ、5歳児の定員枠は1号認定が30人となり、2号認定の受け入れはありません。